る特定被災地方公共団体以外の市町村について、当該職員のうち、地方公務員法第17条、第28条の4第1項及び第28条の6第1項並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条及び第4条に規定する職員であつて、各年度の4月1日において在職している職員の数として総務大臣が調査した数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅱ

B＝－0.172×c＋18.2

算式Ⅱの符号

c　平成28年4月1日現在におけるラスパイレス指数

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅲ

C＝－0.196×d＋19.6

算式Ⅲの符号

d　平成26年から平成28年までの各年の4月1日現在におけるラスパイレス指数、平成24年4月1日現在において国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の特例措置がないこととした場合のラスパイレス指数として総務大臣が算定した数（ただし、平成24年4月2日から平成28年4月1日までの間に合併を行つた団体における合併前の各年の4月1日現在におけるラスパイレス指数は、総務大臣が通知した数値とする。）並びに平成25年7月1日現在におけるラスパイレス指数（ただし、「「平成25年7月時点のラスパイレス指数等調査」の追加提出について」（平成25年12月9日付け総行給第84号）に基づいて平成25年8月以降の給与減額措置等について調査表により報告された市町村については、次の算式によつて算定した数とする。）の合計数を5で除して得た数（小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

る特定被災地方公共団体以外の市町村について、当該職員のうち、地方公務員法第17条、第28条の4第1項及び第28条の6第1項並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条及び第4条に規定する職員であつて、各年度の4月1日において在職している職員の数として総務大臣が調査した数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数が2を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅱ

B＝－0.156×c＋16.6

算式Ⅱの符号

c　平成27年4月1日現在におけるラスパイレス指数

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅲ

C＝－0.189×d＋18.9

算式Ⅲの符号

d　平成23年、平成26年及び平成27年の各年の4月1日現在におけるラスパイレス指数、平成24年4月1日現在において国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の特例措置がないこととした場合のラスパイレス指数として総務大臣が算定した数（ただし、平成23年4月2日から平成27年4月1日までの間に合併を行つた団体における合併前の各年の4月1日現在におけるラスパイレス指数は、総務大臣が通知した数値とし、陸前高田市、上閉伊郡大槌町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町及び同郡葛尾村における平成23年4月1日現在におけるラスパイレス指数については、平成22年4月1日現在におけるラスパイレス指数とする。）並びに平成25年7月1日現在におけるラスパイレス指数（ただし、「「平成25年7月時点のラスパイレス指数等調査」の追加提出について」（平成25年12月9日付け総行給第84号）に基づいて平成25年8月以降の給与減額措置等について調査表により報告された市町村については、次の算式によつて算定した数とする。）の合計数を5で除して得た数（小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）